

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 29 年 4 月 21 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

補正予算別冊のとおり

平成29年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

平成28年度狭山都市計画事業狭山市駅東口
土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	狭山市駅東口土地区画整理事業	16,867千円